HAMAMATSU
PHOTON IS OUR BUSINESS

浜松ホトニクス株式会社
証券コード：6965

第73期 定時株主総会 招集ご通知

■新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、書面又はインターネット等により事前に議決権を行使していただき、株主総会当日のご来場をお控えいただきますよう強くお願い申しあげます。

■お土産の配布、飲料のご提供及び当社製品の展示は中止させていただきます。

日　時　2020年12月18日（金曜日）
午前10時（午前9時より受付開始）

場　所　静岡県浜松市中区板屋町111番地の1
アクトシティ浜松　中ホール

決議事項　第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役１名選任の件
第３号議案　監査役４名選任の件

目次

第73期定時株主総会招集ご通知 …… 1
株主総会参考書類 …… 5
事業報告 …… 11
連結計算書類 …… 35
計算書類 …… 37
監査報告 …… 39

書面及びインターネット等による議決権行使期限
2020年12月17日（木曜日）午後5時まで

（証券コード　6965）
2020年11月26日

株　主　各　位

静岡県浜松市東区市野町1126番地の１
浜松ホトニクス株式会社
取締役社長　晝　馬　　明

第73期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第73期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、書面又はインターネット等により事前に議決権を行使していただき、株主総会当日のご来場をお控えいただきますよう強くお願い申しあげます。

書面又はインターネット等による議決権の行使にあたりましては、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、2020年12月17日（木曜日）午後５時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. **日　　時**　2020年12月18日（金曜日）午前10時
2. **場　　所**　静岡県浜松市中区板屋町111番地の１
　　アクトシティ浜松　中ホール
3. **目的事項**

報告事項

1. 第73期（2019年10月１日から2020年９月30日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第73期（2019年10月１日から2020年９月30日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役１名選任の件
第３号議案　監査役４名選任の件

■インターネットによる開示について

1．本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

2．株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト	https://www.hamamatsu.com/jp/ja/our-company/investor-relations/index.html

以　上

第73期定時株主総会における新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

1．株主の皆様へのお願い

・健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただきますよう強くお願い申しあげます。
・株主総会における議決権行使は当日のご出席に代えて、書面又はインターネット等による事前行使をご検討くださいますようお願い申しあげます。

2．来場される株主の皆様へのお願い

・マスクの着用、アルコール消毒液による手指の消毒等にご協力ください。
・受付前にサーモグラフィによる検温を実施させていただきます。37.5℃以上の発熱が確認された場合は、ご入場をお断りさせていただく場合がございます。体調不良とお見受けされる方につきましても、ご入場のお断り、ご退出をお願いさせていただく場合もございますので、予めご了承ください。
・会場内は座席の間隔を広げることから、ご用意できる席数が大幅に減少いたします。このため、当日ご来場いただいても入場をお断りさせていただく場合がございますので、予めご了承ください。
・株主総会の議事は例年より時間を短縮して行う予定です。株主様からのご質問はお一人1問までとさせていただきますので、予めご了承くださいますようお願い申しあげます。

※お土産の配布、飲料のご提供及び当社製品の展示は中止させていただきます。

■ 議決権行使に関するご案内

書面により議決権を行使される方へ

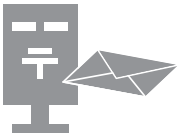

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご投函ください。
各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。

行使期限　2020年12月17日（木曜日）
午後５時到着分まで有効

インターネット等により議決権を行使される方へ



インターネット等による議決権行使は、次のいずれかの方法によって可能です。
①QRコードを読み取る方法「スマート行使」
②議決権行使コード・パスワードを入力する方法
次ページの**「インターネット等による議決権行使のご案内」**をご参照のうえ、ご行使ください。

行使期限　2020年12月17日（木曜日）
午後５時受付分まで有効

- インターネット等により複数回数、議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。また、書面とインターネット等の両方で議決権を行使された場合は、インターネット等による行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
- インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- 今回ご案内するパスワードは、本株主総会に関してのみ有効です。なお、パスワードは一定回数以上間違えますとロックされ使用できなくなります。パスワードの再発行を希望される場合は、議決権行使ウェブサイトの画面の案内に従ってお手続きください。
- インターネットに関する費用（プロバイダー接続料金、通信料等）は、株主様のご負担となります。

当日出席される方へ



同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。
資源節約のため本招集ご通知をご持参ください。
※株主総会当日、代理人により議決権を行使される場合は、当社の議決権を有する他の株主様１名に委任することができます。この場合は、株主様ご本人の議決権行使書用紙とともに、代理権を証する書面をご提出ください。

日　　時　2020年12月18日（金曜日）
午前10時（午前９時より受付開始）

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://www.web54.net

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

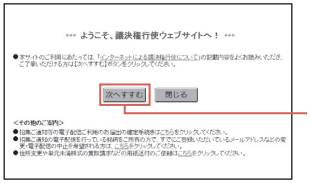

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

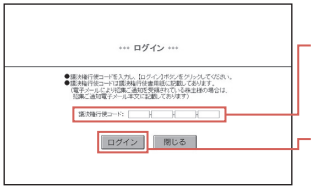

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

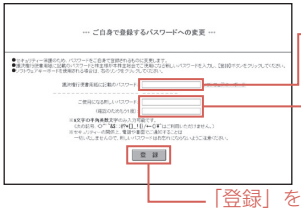

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：**0120−652−031**（フリーダイヤル）
（受付時間　9:00〜21:00）

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類
議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

1.　期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元策といたしましては、配当による成果の配分を第一に考えております。そのため当社は、長期的な展望に基づく企業収益力の充実・強化を図ることにより１株当たり利益の継続的な増加に努め、親会社株主に帰属する当期純利益に対する配当性向30％を目処に、配当の安定的な増加に努めることを配当政策の基本方針としております。

一方で、光のリーディングカンパニーとして高い技術力による競争力を維持するため、長期的な企業価値の拡大に向けた研究開発及び光産業創成のための成長投資は必要不可欠であると考えております。そして、そのための研究開発投資や設備投資に備えた一定水準を自己資金で確保しておくことが重要であると認識しております。加えて、地震等の自然災害に備えた自己資金等も勘案して、当社は内部留保を高水準に維持しておりますが、これらの資金は将来の競争力の高い製品の開発のための事業投資により、さらなる企業価値の向上に寄与するものと認識しております。

当期の期末配当につきましては、上記の方針及び業績等諸般の状況を総合的に勘案し、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

（１）配当財産の種類
　　金銭
（２）株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき金20円
　　総額3,101,637,740円
　　※中間配当金20円をお支払いしておりますので、年間の配当金は１株につき40円となります。
（３）剰余金の配当が効力を生じる日
　　2020年12月21日

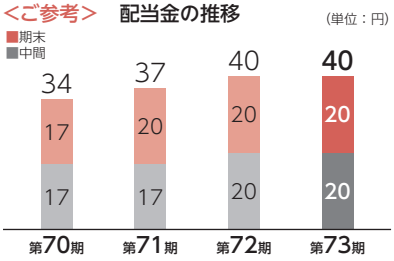

2.　その他の剰余金の処分に関する事項

将来の事業展開に備えた経営基盤の強化を図るため、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

（１）増加する剰余金の項目及びその額
　　別途積立金　　8,000,000,000円
（２）減少する剰余金の項目及びその額
　　繰越利益剰余金　8,000,000,000円

第２号議案　取締役１名選任の件

ガバナンス体制の強化を目的として、社外取締役１名を増員することとし、その選任をお願いするものであります。

なお、当社では執行役員制度の導入に伴い、本定時株主総会終結の時をもちまして３名の社内取締役が辞任をいたします。従いまして、本議案が原案どおり承認可決されますと、本総会終結時において、取締役総数は11名（社内：８名、社外：３名）となります。

取締役候補者は、次のとおりであります。



所有する当社株式の数
0株

栗原　和枝（くりはら　かずえ）（1951年１月24日生）

新任　社外　独立

略歴及び地位

1997年４月　東北大学反応化学研究所（現　東北大学多元物質科学研究所）教授
2010年４月　東北大学原子分子材料科学高等研究機構（現　東北大学材料科学高等研究所）教授
2016年４月　東北大学名誉教授（現任）
2017年４月　東北大学未来科学技術共同研究センター教授（現任）

重要な兼職の状況

東北大学　名誉教授
東北大学　未来科学技術共同研究センター教授

社外取締役候補者とした理由

栗原和枝氏は、大学教授としての長年の実績があり、科学技術の分野における豊富な専門知識を有しております。また、産学連携を通じた民間企業との協働実績も多く、その豊富な知識、経験に基づき独立した立場から的確な助言をいただくことで、当社の経営体制をさらに強化できるものと判断し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に会社経営に関与した経験はありませんが、社外取締役として客観的な立場から助言や指摘をする能力は十分備えていると判断し、社外取締役候補者といたしました。

独立性に関する事項

当社は、栗原和枝氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。当社と東北大学との間では電子機器の販売（年間61百万円（当社の連結売上高の0.04%））や共同研究にかかる研究費の支払い等（年間１百万円）を行っておりますが、取引規模はいずれも僅少であるため、同氏の独立性は十分に確保されるものと判断しております。

責任限定契約の内容の概要

当社は、栗原和枝氏の選任について承認された場合には、同氏との間で、定款に基づき、会社法第423条第１項に定める責任について、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。

（注）1.　取締役候補者　栗原和枝氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2.　取締役候補者　栗原和枝氏は、社外取締役候補者であります。
3.　取締役候補者　栗原和枝氏の任期は当社定款の定めにより、他の現任取締役の任期の満了する時までとなります。

第３号議案　監査役４名選任の件

監査役全員（４名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役４名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	当社における地位	取締役会出席状況	監査役会出席状況
1	再任　宇津山（うつやま）　晃（あきら）	常勤監査役	16／16回（100%）	7／7回（100%）
2	新任　鈴木（すずき）　通人（みちひと）	化合物材料センター副センター長	–	–
3	再任　槇（まき）　祐治（ゆうじ）　社外　独立	社外監査役	16／16回（100%）	7／7回（100%）
4	新任　倉内（くらうち）　宗夫（むねお）　社外　独立	–	–	–



候補者番号 1

宇津山（うつやま） 晃（あきら）（1960年 6 月12日生） 再任

略歴、当社における地位

1983年 4 月　当社入社
2006年 7 月　当社知的財産部長
2017年12月　当社常勤監査役就任（現任）

監査役候補者とした理由

宇津山晃氏は、長年にわたる知的財産に関わる業務を通して、光技術及び経営管理をはじめとした会社の事業全般における豊富な業務経験と専門的見識を有しております。その豊富な経験と知見を製造業である当社の監査役として有効に活用していただくため、引続き当社監査役としての選任をお願いするものであります。

所有する当社株式の数
6,331株

取締役会出席状況
16/16回
(100%)

監査役会出席状況
7 / 7 回
(100%)



候補者番号 2

鈴木（すずき） 通人（みちひと）（1958年 1 月 7 日生） 新任

略歴、当社における地位

1980年 3 月　当社入社
2010年10月　当社国内統括部東京営業所長
2012年10月　当社レーザー事業化部（現　レーザ事業推進部）業務グループ長
2016年10月　当社化合物材料センター　副センター長（現任）

監査役候補者とした理由

鈴木通人氏は、主に営業部門・業務部門での長年にわたる業務を通して、会社の事業全般における豊富な業務経験と専門的見識を有しております。その豊富な経験と知見を製造業である当社の監査役として有効に活用していただくため、新たに監査役候補者といたしました。

所有する当社株式の数
0株

（注）1.　監査役候補者　鈴木通人氏は、2020年９月30日現在の浜松ホトニクス従業員持株会における持分として、6,498株を保有しております。



候補者番号

3　槇（まき）　祐（ゆう）　治（じ）（1958年１月31日生）

再任
社外
独立

所有する当社株式の数

0株

取締役会出席状況

16/16回
(100%)

監査役会出席状況

7/7回
(100%)

略歴、当社における地位

1981年 4 月　トヨタ自動車販売株式会社（現　トヨタ自動車株式会社）入社
2008年 1 月　同社経理部主査
2012年12月　当社社外監査役就任（現任）
2015年 4 月　トヨタ自動車株式会社常務役員
2019年 1 月　同社嘱託（現任）

重要な兼職の状況

トヨタ自動車株式会社　嘱託

社外監査役候補者とした理由

槇　祐治氏は、グローバル企業であるトヨタ自動車株式会社における長年の勤務を通じて、豊富な業務経験と知見を有しております。これらの見識、経験を当社の監査に反映していただくため、引続き当社社外監査役としての選任をお願いするものであります。

当社の社外監査役としての在任期間

槇　祐治氏の社外監査役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって８年であります。

独立性に関する事項

当社は、槇　祐治氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり選任された場合には、引続き独立役員となる予定です。当社はトヨタ自動車株式会社との間で電子機器の販売等の取引関係がありますが、同社との取引規模は年間19百万円（当社の連結売上高の0.01％）と僅少であるため、同氏の独立性は十分に確保されるものと判断しております。

責任限定契約の内容の概要

当社は、槇　祐治氏との間で、定款に基づき、会社法第423条第１項に定める責任について、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。なお、同氏の再任について承認された場合には、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。



候補者番号
4

倉内宗夫（くらうちむねお）（1954年７月17日生）

新任
社外
独立

所有する当社株式の数
0株

略歴、当社における地位

1978年 4 月　株式会社東京銀行（現　株式会社三菱UFJ銀行）入行
2010年 5 月　株式会社三菱東京UFJ銀行（現　株式会社三菱UFJ銀行）常務執行役員
2012年 5 月　同行専務執行役員
2014年 7 月　同行顧問（2020年６月退任）

社外監査役候補者とした理由

倉内宗夫氏は、金融機関における長年の経験と財務等に関する豊富な知見を有しております。これらの見識、経験を当社の監査に活かしていただきたいため、新たに社外監査役候補者といたしました。

独立性に関する事項

当社は、倉内宗夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。同氏は、株式会社三菱東京UFJ銀行（現　株式会社三菱UFJ銀行）の常務執行役員、専務執行役員を歴任しており、現在、当社は同行に対する借入金があります。ただし、同氏は同行の専務執行役員を2014年６月に、顧問を2020年６月に退任しており、同行からの借入金は3,000百万円（当社の連結総資産の1.1％）と僅少であります。これより、当社といたしましては、同氏の独立性は十分に確保されるものと判断しております。

責任限定契約の内容の概要

当社は、倉内宗夫氏の選任について承認された場合には、同氏との間で、定款に基づき、会社法第423条第１項に定める責任について、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。

（注）2. 各監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 監査役候補者　槇　祐治氏及び倉内宗夫氏は、社外監査役候補者であります。

以上

（添付書類）

事業報告（2019年10月１日から2020年９月30日まで）

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、米中貿易摩擦や海外経済の減速による輸出の低迷が続く中で、さらに新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により需要が大幅に減少したほか、企業における設備投資の抑制が進むなど景気は極めて厳しい状況の中で推移いたしました。

このような状況におきまして、当社グループは、従業員の新型コロナウイルスへの感染による生産活動への影響を未然に防ぐことに努め、製品の安定供給を進めるなど事業に与えるリスクの最小化を図ってまいりました。また、将来の売上拡大に備えた販売体制の強化や設備投資を進める一方で、長年にわたり培ってきた当社独自の光技術を活かした研究開発を推進することで、売上高、利益の確保に努力してまいりました。

なお、当連結会計年度の業績につきましては、売上高は140,251百万円と前期に比べ5,660百万円（3.9%）の減少となりました。利益面につきましても、経常利益は22,692百万円と前期に比べ3,584百万円（13.6%）減少し、親会社株主に帰属する当期純利益につきましても16,523百万円と前期に比べ3,395百万円（17.0%）の減少となり、遺憾ながら減収減益となりました。

	第73期（2020年９月期）	前連結会計年度比
売上高	140,251百万円	3.9%減
営業利益	21,752百万円	14.4%減
経常利益	22,692百万円	13.6%減
親会社株主に帰属する当期純利益	16,523百万円	17.0%減

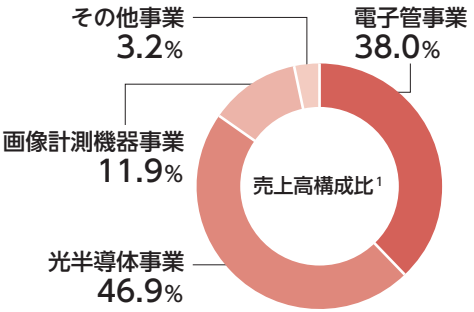

1 売上高構成比のうち、電子管事業は、「光電子増倍管」並びに「イメージ機器及び光源」の合算であります。また、その他事業は、半導体レーザー事業、ホテル事業等であります。

次に、事業区分別・品目別の概況につきましてご報告申しあげます。

電子管事業（光電子増倍管）

＜主要な事業内容＞
光電子増倍管を代表とする真空管タイプの光センサ、応用製品等の開発、製造、販売

売上高　（単位：百万円）

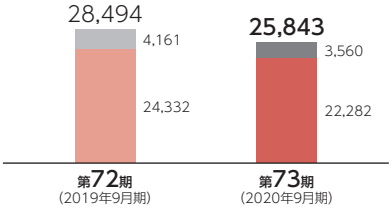

光電子増倍管は、医用分野におきまして、血液分析などの検体検査装置向けの売上げが、中国を中心に国内外での需要が高まり、増加いたしました。しかしながら、油田探査装置向けが油田開発投資の低迷により売上げが大きく減少したほか、学術向け及び環境・発光分析向けの売上げも減少いたしました結果、光電子増倍管の売上げは減少いたしました。

電子管事業（イメージ機器及び光源）

＜主要な事業内容＞
光源・線源、イメージングデバイス、応用製品等の開発、製造、販売

売上高　（単位：百万円）

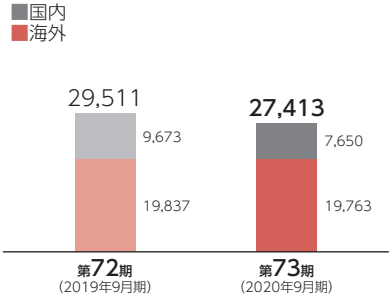

イメージ機器及び光源は、産業分野におきまして、半導体検査装置向けのキセノンランプの売上げは好調であったものの、シリコンウェハを高速・高品位に切断するステルスダイシングエンジンの売上げが、米中貿易摩擦の影響を受けて減少いたしました。また、下期において環境分析等に用いられる重水素ランプが、大学や研究機関等の閉鎖により、アジアを中心に売上げが減少いたしました。この結果、イメージ機器及び光源の売上げは減少いたしました。

以上の結果、光電子増倍管、イメージ機器及び光源をあわせました電子管事業といたしましては、売上高は53,257百万円と前期に比べ8.2％の減少となりました。

光半導体事業（光半導体素子）

＜主要な事業内容＞
フォトダイオード、フォトIC、イメージセンサ等の光半導体素子、応用製品等の開発、製造、販売

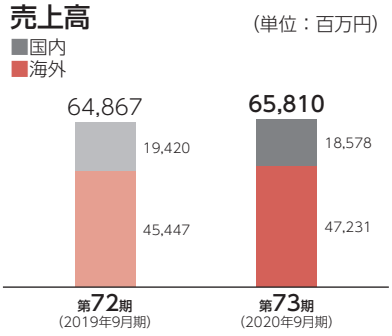

光半導体素子は、医用分野におきまして、歯科用フラットパネルセンサの売上げが、欧州を中心とした顧客の生産活動の停止による需要の減少を受け、減少いたしました。しかしながら、X線CTや検体検査装置向けのシリコンフォトダイオードの売上げが国内外での需要の高まりを受けて増加いたしました。また、産業分野におきまして、半導体製造・検査装置向けのイメージセンサ等の売上げが、半導体市場の復調を受けて増加いたしました。

この結果、光半導体事業といたしましては、売上高は65,810百万円と前期に比べ1.5％の増加となりました。

画像計測機器事業（画像処理・計測装置）

＜主要な事業内容＞
ライフサイエンス、半導体、医用などの産業・研究用途にシステムアップされた装置の開発、製造、販売

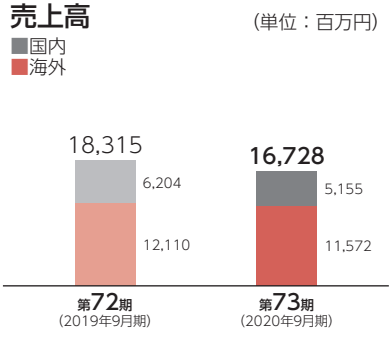

画像処理・計測装置は、遠隔病理診断に用いられる病理デジタルスライドスキャナの売上げが、欧米における病院間ネットワークの需要の高まりを受けて増加いたしました。しかしながら、生命科学やバイオ分野で用いられるデジタルカメラが、大学や研究機関等の活動停滞の影響により国内外で売上げが減少いたしました。また、半導体故障解析装置も、国内及び欧州を中心に設備投資抑制の影響を受けて減少いたしました。

この結果、画像計測機器事業といたしましては、売上高は16,728百万円と前期に比べ8.7％の減少となりました。

次に研究開発の状況につきましてご報告申しあげます。

＜基礎研究分野＞

産業分野におきましては、世界最高の耐光性能を有した空間光変調器（SLM）を開発いたしました[1]。SLMとはレーザーなどの入射光を液晶面で制御し、反射光の分岐やパターンを任意に調整できる光デバイスです。近年、半導体や炭素強化プラスチックの加工にパルスレーザー[2]を用いる手法が、従来の機械加工に比べ高精度に加工できると注目されております。本手法にSLMを用いることで、「点」ではなく「面」でレーザーを制御できることから、複数箇所の同時加工による加工の効率化が期待されております。一方で、分岐により加工に必要な出力が低下するため、より高出力のレーザーを照射する必要があり、高い耐光性能をもつSLMが求められておりました。このような中、当社は独自の薄膜設計技術と回路設計技術により耐光性能を従来製品の10倍以上に高めたSLMの開発に成功いたしました。本開発品により、パルスレーザーを用いた材料加工の高機能化が期待できます。

医療の分野におきましては、当社製テラヘルツ波[3]分光分析装置を用いて、吸湿による薬剤の分子配列の変化の途中経過を世界で初めて測定いたしました[4]。薬剤によっては、保管や服用時に吸湿し、分子配列が変化して効能が低下する場合があるため、分子配列の変化を事前に評価することが重要ですが、テラヘルツ波を用いた従来の測定法や装置では含水物の測定や変化の途中経過を安定的に測定することは困難でした。本装置は、含水物にも対応した測定法の採用及び独自技術を用いた設計によりその課題を解決しております。今後も、当社独自の技術を用いた薬剤評価の応用研究を進めてまいります。

また、PET検査における取得画像の画質改善・ノイズ除去手法として、事前の学習データを必要としないAIを用いる手法の開発を進めております。近年、AIを用いる手法は注目されておりますが、事前に大量のPET画像データをAIに学習させる必要があり、前例の少ない症例への適用が課題となっておりました。このような中、当社は、画像中の生体構造や輪郭等の情報をノイズよりも優先的に認識する性質をもつAIを用いることで、学習データが存在しない状況においても高画質な画像の取得を実現いたしました。今後は、前例の少ない症例の診断や新規の検査薬開発時などへの応用が期待できます。

---

1 本開発の一部は、内閣府戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）「光・量子を活用したSociety5.0実現化技術」の委託事業によって実施されました。

2 パルスレーザーとは、短期間に高出力のエネルギーを繰り返し照射するレーザーで、発熱が少ないため材料に損傷を与えにくく、高精度な材料加工に適しております。

3 テラヘルツ波とは、光と電波の中間の電磁波です。

4 本研究成果は、国立医薬品食品衛生研究所との共同研究によるものです。気管支拡張剤テオフィリンが乾燥状態から吸湿状態に変化する際の分子配列の途中経過を測定いたしました。

＜開発分野＞

新型コロナウイルス検査試薬の研究開発を加速する高感度・高再現性のイムノクロマトリーダ

蛍光イムノクロマト法は、血液等の検体を含ませた試薬に光を照射した際の蛍光を測定器（イムノクロマトリーダ）で確認することで、検体中の抗原や抗体の有無を判別する検査法です。現在、新型コロナウイルス検査試薬の研究開発のため、測定器も感度向上が求められておりますが、蛍光の信号量を増やそうと照射光を強めるとノイズも増える点が課題でした。この度開発した測定器では、独自の信号処理技術により、照射光を強めるとともに増幅回路で信号量を増やしながらもノイズを低減させることに成功し、さらに部材の見直しと光学設計の最適化により測定感度を従来の10倍以上に高めました。また、長年培ってきたデータ解析技術により、再現性は従来同等の業界最高水準を確保しております。これにより、新型コロナウイルス向けをはじめとする各種試薬の研究開発の効率が向上することが期待できます。

小型・高感度を両立した携帯型分析装置向けFTIR分光器を新たに開発

FTIRとは、対象物に赤外線を照射し、反射・透過した光の種類や性質を調べることで、対象物に含まれる成分を分析する分光分析法の一種で、科学研究から産業まで様々な分野で用いられております。FTIR分析装置は据置型が主流ですが、近年、作業現場で測定できる携帯型の要求が高まっており、小型で高感度のFTIR分光器が望まれておりました。この度、当社は独自のMEMS[5]技術を用いて光学部品を一新することで、小型化に伴う測定用光量の減少という課題を解決するとともに、構造設計を見直し、手のひらサイズながら据置型と同等の感度を有した小型FTIR分光器を開発いたしました。本分光器を用いることで、据置型の100分の１程度の大きさの携帯型FTIR分析装置の実現が可能となり、プラスチック選別や農作物の成分分析など現場でのリアルタイム計測が求められる幅広い用途への応用が期待できます。

従来品よりも暗い領域を観察可能な科学計測用CMOSカメラ「ORCA-Fusion BT」を開発

生命科学分野における生細胞の生命現象の観察には、蛍光や化学発光等の微弱光を捉えることのできるカメラが求められており、当社でもこれまで科学計測用CMOSカメラを開発・販売してまいりました。この度、新たな背面照射型センサを開発し、従来の当社製品の低ノイズ・広視野・高解像度等の特長は保持したまま量子効率[6]を上げることで飛躍的な高感度化を実現した「ORCA-Fusion BT」を開発いたしました。より微弱な光の画像取得が可能となるため、生命科学分野以外にも、半導体ウェハ上の異物検査等、産業分野での各種検査の高精度化も期待できます。

5　MEMSとは、半導体材料を三次元的に微細加工する最先端技術です。
6　量子効率とは、入射光を電荷に変換する効率です。

このように、長年にわたり培ってきた当社グループ独自の光技術を駆使し、バイオ、医療、情報、通信、エネルギー、物質、宇宙・天文、農業等の分野において、新しい知識、新しい産業の創成を目指した基礎研究を推し進めるとともに、新製品の開発及び既存製品の高機能化・高付加価値化を目指した開発を行っております。

なお、当連結会計年度の研究開発費は12,147百万円と前期に比べ7.1％減少いたしました。

⑵ 設備投資の状況

当連結会計年度におきましては、生産能力の増強や開発力の強化などを目的として、総額20,337百万円の設備投資を行いました。事業区分別の設備投資額は、以下のとおりです。

区　分	設備投資額
電　子　管　事　業	7,994百万円
光　半　導　体　事　業	8,898
画像計測機器事業	449
そ　の　他	2,995
合　計	20,337

⑶ 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達につきましては、特記すべき事項はありません。

⑷ 対処すべき課題

当社グループを取りまく経営環境につきましては、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大に起因する経済活動の停滞により各国・地域かつ広い分野において需要の大幅な減少が見られました。また、企業収益の悪化に伴い設備投資が縮小するなど、景気は極めて厳しくかつ先行きの見えない状況となっております。

新型コロナウイルス感染症は、医用、産業、分析など様々な領域における当社の事業活動にも大きな影響を与えております。新型コロナウイルス感染症の診断に関連して当社製品の需要の増加も見られましたものの、総じて需要は低迷いたしました。しかしながら、当社の事業領域である光応用産業は今後も拡大し、中長期的には当社は今後も成長を持続すると認識しております。足元の厳しい経営環境において経費節減を進め、この感染症の影響が想定を超えて長期化した場合でも、なお盤石な財務基盤の整備を進めてまいります。一方で、お客様の最終製品の性能を高めるための重要な要素技術（Key Enabling Technology）である当社製品の価値をさらに高めて世界に貢献するため、将来に向けた必要な設備投資や事業を牽引する光センサなどのコア技術を高めるための研究開発投資は引続き推進していく所存です。さらに、光応用産業の今後の拡大を見据え、次代を担う人材の育成を目指した社内ベンチャー制度も新たに開始いたしました。

また、昨今、企業を取りまく環境の変化は大変目まぐるしいものがあり、当社におきましてもそのような変化に対し機動力をもって対応していくことが必要と認識しております。このように変化する経営環境への対応や将来の会社を牽引する次世代の経営層の育成も視野に入れ、当社は執行役員制度の導入を決定いたしました。これにより、業務執行の意思決定の迅速化と経営の監督機能の強化を図り、より実効性の高いコーポレートガバナンス体制を構築してまいります。

当社グループといたしましては、社会のデジタル化にも対応しながら、創業当時のベンチャー精神を忘れることなく、既存事業の強化を進めながら、国内外の特徴ある光技術を保有したベンチャーを含む他社への投資や社内体制の改革にも積極的に取り組むことで、企業価値の向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、これまで以上のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区分＼期別	第70期 (2016.10～2017.9)	第71期 (2017.10～2018.9)	第72期 (2018.10～2019.9)	第73期 (2019.10～2020.9)
売上高(百万円)	130,495	144,338	145,912	**140,251**
経常利益(百万円)	24,037	28,088	26,277	**22,692**
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	17,777	21,222	19,918	**16,523**
１株当たり当期純利益	113円00銭	136円50銭	128円67銭	**106円73銭**
総資産(百万円)	239,331	244,914	259,694	**271,615**
純資産(百万円)	187,558	193,985	203,647	**213,515**
１株当たり純資産額	1,188円30銭	1,248円84銭	1,311円11銭	**1,373円79銭**

(注) 1. １株当たり当期純利益は、期中平均の発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数により算出しております。また、１株当たり純資産額は、期末発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数により算出しております。
2. 銭未満は四捨五入しております。

売上高 (百万円)

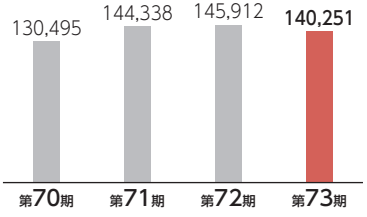

経常利益 (百万円)

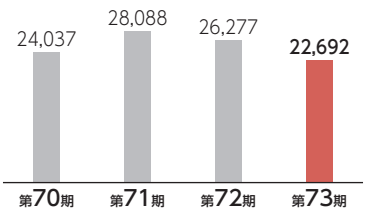

親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)

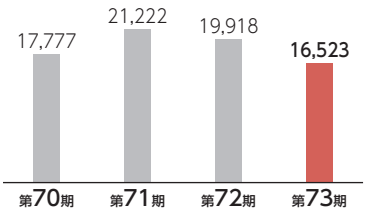

１株当たり当期純利益 (円)

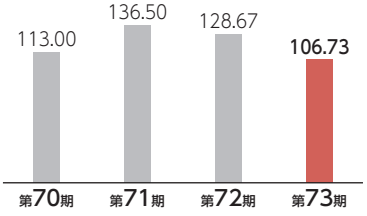

総資産／純資産 (百万円)

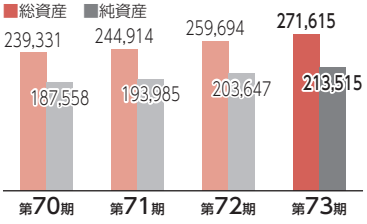

１株当たり純資産額 (円)

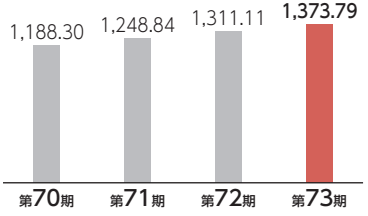

(6) 重要な子会社の状況

	会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容	所在地
日本	株式会社　光　　素	85,000千円	100.0%	光源の製造	静岡県磐田市
	高丘電子株式会社	98,000千円	88.6	光電子増倍管の製造	浜松市中区
	浜松電子プレス株式会社	95,000千円	72.1	電子部品、金型の製造	静岡県磐田市
	株式会社磐田グランドホテル	100,000千円	57.1	ホテル事業	静岡県磐田市
北米	ホトニクス・マネージメント・コーポ	33,521千米ドル	100.0	持株会社	米　　国
	ハママツ・コーポレーション	426千米ドル	(100.0)	光電子増倍管、イメージ機器及び光源、光半導体素子、画像処理・計測装置の販売	米　　国
	エナジティック・テクノロジー・インク	1米ドル	(100.0)	光源等の製造販売	米　　国
欧州	ホトニクス・マネージメント・ヨーロッパ・エス・アール・エル	1,200千ユーロ	100.0	持株会社（予定）	ベルギー
	ハママツ・ホトニクス・ヨーロッパ・ゲー・エム・ベー・ハー	400千ユーロ	100.0	欧州における販売統括会社	独　　国
	ハママツ・ホトニクス・ドイチュラント・ゲー・エム・ベー・ハー	2,000千ユーロ	(100.0)	光電子増倍管、イメージ機器及び光源、光半導体素子、画像処理・計測装置の販売	独　　国
	ハママツ・ホトニクス・フランス・エス・ア・エール・エル	1,136千ユーロ	(100.0)	光電子増倍管、イメージ機器及び光源、光半導体素子、画像処理・計測装置の販売	仏　　国
	ハママツ・ホトニクス・イタリア・エス・アール・エル	728千ユーロ	(100.0)	光電子増倍管、イメージ機器及び光源、光半導体素子、画像処理・計測装置の販売	伊　　国

会社名		資本金	当社の出資比率	主要な事業内容	所在地
欧州	ハママツ・ホトニクス・ユー・ケイ・リミテッド	400千 英ポンド	% (100.0)	光電子増倍管、イメージ機器及び光源、光半導体素子、画像処理・計測装置の販売	英国
	ハママツ・ホトニクス・ノルデン・エイ・ビー	2,700千 スウェーデンクローネ	(100.0)	光電子増倍管、イメージ機器及び光源、光半導体素子、画像処理・計測装置の販売	スウェーデン
アジア	浜松光子学商貿（中国）有限公司	50,000千 中国元	100.0	光電子増倍管、イメージ機器及び光源、光半導体素子、画像処理・計測装置の販売	中国
	台湾浜松光子学有限公司	30,000千 台湾ドル	100.0	光電子増倍管、イメージ機器及び光源、光半導体素子、画像処理・計測装置の販売	台湾
	北京浜松光子技術股份有限公司	200,000千 中国元	94.0	光電子増倍管等の製造販売	中国
	ハママツ・ホトニクス・コリア・カンパニー・リミテッド	117,000千 韓国ウォン	55.0	画像処理・計測装置等の販売	韓国
	浜松光子医療科技（廊坊）有限公司	18,000千 中国元	(100.0)	医療機器及び関連製品の製造販売	中国
	浜松光子学科学儀器（北京）有限公司	5,000千 中国元	(100.0)	光電子増倍管、イメージ機器及び光源、光半導体素子、画像処理・計測装置の販売	中国
	ハママツ・ホトニクス・イスラエル・リミテッド	100千 イスラエル新シェケル	(100.0)	光電子増倍管、イメージ機器及び光源、光半導体素子、画像処理・計測装置の販売	イスラエル

（注）1. 出資比率の（ ）内の数字は間接所有比率であります。
2. 2020年３月に、韓国での販売体制強化を図るため、ハママツ・ホトニクス・コリア・カンパニー・リミテッドを子会社化いたしました。
3. 2020年７月に、欧州地域の子会社や関連会社全体のマネジメントを行うため、ホトニクス・マネージメント・ヨーロッパ・エス・アール・エルを設立いたしました。
4. ハママツ・ホトニクス・ヨーロッパ・ゲー・エム・ベー・ハーは、増資を実施した結果、資本金が増加しております。

⑺ 主要な営業所及び工場（2020年９月30日現在）

ア．当社

区　分	事業所名及び所在地
事　務　所	本社事務所（浜松市中区）
工　　場	本社工場（浜松市東区）、三家工場（静岡県磐田市）、新貝工場（浜松市南区）、豊岡製作所（静岡県磐田市）、天王製作所（浜松市東区）、常光製作所（浜松市東区）、都田製作所（浜松市北区）
営　業　所	仙台営業所（仙台市青葉区）、筑波営業所（茨城県つくば市）、東京営業所（東京都港区）、中部営業所（浜松市中区）、大阪営業所（大阪市中央区）、西日本営業所（福岡市博多区）
研　究　所	中央研究所（浜松市浜北区）、筑波研究所（茨城県つくば市）、産業開発研究所（浜松市西区）

イ．子会社

前記⑹重要な子会社の状況に記載のとおりであります。

⑻ 従業員の状況（2020年９月30日現在）

事業区分	従業員数	前期末比増減数
電子管事業	2,028名	31名
光半導体事業	1,510	37
画像計測機器事業	586	32
その他事業	370	10
全社（共通）	701	50
合計	5,195	160

（注）1. 従業員数は就業人員数です。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定の事業区分に属さない管理部門等に所属しているものであります。

⑼ 主要な借入先及び借入額（2020年９月30日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	3,000百万円
株式会社りそな銀行	2,512
株式会社静岡銀行	1,235

（注）当社においては、機動的かつ効率的な資金調達を行うため、取引銀行５行とコミットメントライン契約を締結しております。
コミットメントライン契約に係る借入未実行残高は、次のとおりです。

コミットメントライン契約の総額	20,000百万円
借入実行残高	－百万円
差引額	20,000百万円

⑽ その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項（2020年９月30日現在）

(1) **発行可能株式総数** 500,000,000株

(2) **発行済株式の総数** 165,027,259株
（自己株式9,945,372株を含む）

(3) **株主数** 19,286名

(4) **大株主**

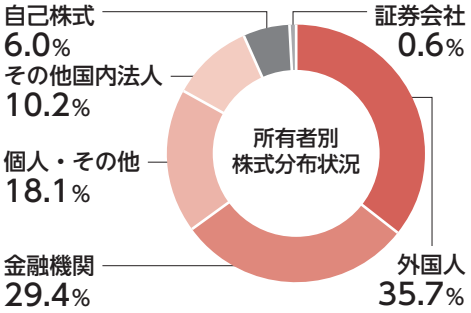

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	14,871,600株	9.6%
トヨタ自動車株式会社	8,400,000	5.4
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	6,617,800	4.3
株式会社日本カストディ銀行（信託口９）	4,672,600	3.0
浜松ホトニクス従業員持株会	4,453,261	2.9
ジェーピー モルガン チェース バンク 385632	3,878,952	2.5
野村信託銀行株式会社（投信口）	3,734,200	2.4
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	3,126,301	2.0
株式会社日本カストディ銀行（信託口５）	2,990,100	1.9
ステート ストリート バンク ウェスト クライアント トリーティー 505234	2,195,387	1.4

（注）1. 当社は、自己株式9,945,372株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。また、表示単位未満は四捨五入しております。
3. 2020年１月17日付で譲渡制限付株式報酬として普通株式を発行したことにより、発行済株式の総数が15,691株増加いたしました。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2020年９月30日現在）

地　位	氏　名	担　当	重要な兼職
代表取締役社長	晝　馬　　明	－	ホトニクス・マネージメント・コーポ 取締役社長 ハママツ・コーポレーション 取締役 ホトニクス・マネージメント・ヨーロッパ・エス・アール・エル 取締役 北京浜松光子技術股份有限公司 董事長 浜松光子学商貿（中国）有限公司 董事長 公益財団法人光科学技術研究振興財団 理事長 一般財団法人浜松光医学財団 理事長 学校法人光産業創成大学院大学 理事長
代表取締役副社長	鈴　木　賢　次	電子管事業部長	－
代表取締役専務取締役	山　本　晃　永	固体事業部長兼レーザ事業推進部長	－
常務取締役	原　　勉	中央研究所長	－
	吉　田　堅　司	管理本部長	－
	丸　野　　正	システム事業部長	ハママツ・コーポレーション 取締役
	鈴　木　貴　幸	固体副事業部長	－
取締役	鳥　山　尚　史	営業本部長	－
	森　　和　彦	管理部長	エンシュウ株式会社　社外取締役（監査等委員）
	加　藤　久　喜	電子管副事業部長	－
	齋　藤　　実	化合物材料センター長	－

地　位	氏　名	担　当	重要な兼職
社外取締役	小　館　香椎子	－	日本女子大学　名誉教授
	鯉　渕　　健	－	トヨタ自動車株式会社　先進技術開発カンパニー先進安全領域統括部長
常勤監査役	水　島　　廣	－	－
	宇津山　　晃	－	－
社外監査役	槇　　祐　治	－	トヨタ自動車株式会社　嘱託
	佐　野　三　郎	－	－

（注）1. 社外取締役小館香椎子氏、社外取締役鯉渕　健氏、社外監査役槇　祐治氏及び社外監査役佐野三郎氏につきましては、東京証券取引所の有価証券上場規程に定める独立役員として、東京証券取引所に対して届出をしております。

2. 2019年12月20日開催の第72期定時株主総会で取締役が全員改選され、それぞれ就任いたしました。取締役の異動は、重任を除き次のとおりであります。

就任　取締役　齋藤　　実

3. 2019年12月20日開催の取締役会で代表取締役、役付取締役を選定し、それぞれ就任いたしました。代表取締役、役付取締役の異動は、重任を除き次のとおりであります。

就任　常務取締役　丸野　　正

就任　常務取締役　鈴木　貴幸

4. 社外監査役佐野三郎氏は、2020年６月に三菱プレシジョン株式会社社外監査役を退任いたしました。

5. 社外監査役佐野三郎氏は、株式会社東京三菱銀行（現株式会社三菱ＵＦＪ銀行）及び株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループにおける長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知識を有しております。

6. トヨタ自動車株式会社は、当社発行済株式総数（自己株式を除く）の5.4％を有する株主であります。また、当社は、同社との間で製品の売買取引等を行っております。

7. 当社は、三菱プレシジョン株式会社との間で製品の売買取引等を行っております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

ア. 当事業年度に係る報酬等の総額

区　分	支給人員	基本報酬	譲渡制限付株式報酬	報酬等の総額
取締役（うち社外取締役）	13(2) 名	362(14) 百万円	71(－) 百万円	433(14) 百万円
監査役（うち社外監査役）	4(2) 名	47(8) 百万円	－(－) 百万円	47(8) 百万円
合　計（うち社外役員）	17(4) 名	409(23) 百万円	71(－) 百万円	480(23) 百万円

（注）1. 取締役の報酬額は、2017年12月22日開催の第70期定時株主総会において、使用人分の給与は含まず月額55百万円以内（うち社外取締役３百万円以内）と決議いただいております。また、2019年12月20日開催の第72期定時株主総会において、上記報酬枠とは別枠で、取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額として年額200百万円以内（ただし年200,000株以内）と決議いただいており、上記譲渡制限付株式報酬額は、2019年12月20日開催の取締役会の決議に基づき取締役11名に普通株式15,691株を割り当てたものです。

2. 監査役の報酬額は、2012年12月20日開催の第65期定時株主総会において月額６百万円以内と決議いただいております。

3. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

イ. 当事業年度に支払った退職慰労金

該当事項はありません。

⑶ 社外役員の状況

ア．主な活動状況

地　位	氏　名	主な活動状況	出席状況
社外取締役	小　館　香椎子	大学教授としての豊富な専門知識と企業経営の経験に基づき、発言及び助言を行っております。	取締役会 16/16回（100%）
	鯉　渕　　健	主に企業経営などの分野における豊富な経験と高い見識に基づき、発言及び助言を行っております。	取締役会 14/16回（88%）
社外監査役	槇　　祐　治	主に財務及び会計に関する観点から、発言及び助言を行っております。	取締役会 16/16回（100%） 監査役会 7/7回（100%）
	佐　野　三　郎	銀行業務の経験をいかし、業務管理、財務会計システムなどを含め、経営全般について発言及び助言を行っております。	取締役会 15/16回（94%） 監査役会 7/7回（100%）

イ．責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、定款に基づき、会社法第423条第１項に定める責任について、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区　分	金　額
当社が支払うべき報酬等の額	63百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	63百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 連結子会社の監査

当社の連結子会社におきまして、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けているもののうち、重要なものは次のとおりであります。

法人名
ハママツ・コーポレーション
ハママツ・ホトニクス・ドイチュラント・ゲー・エム・ベー・ハー
浜松光子学商貿（中国）有限公司

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定めるいずれかの事由に該当する場合は、監査役全員の同意による監査役会の決議により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において解任の旨及びその理由を報告いたします。

上記のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、当社監査役会は、その事実に基づき検討を行い、解任又は不再任が妥当と判断した場合は、その旨を株主総会の目的とすることを決定いたします。

6 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役会において決議した業務の適正を確保するための体制の概要は次のとおりであります。

【企業経営としての全社的取組基本方針】

●企業は従業員の行動に基づき行われるものである。従って、人づくりを図り、健全で信頼される会社として成長・発展する体制を構築する。

●一人ひとりが責任・職務・認識をもって、日々の仕事を通じて研鑽し、新しい知識の吸収、情報の正しい伝達、正しい行動をする企業風土を醸成する。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

会社の企業倫理及びコンプライアンスに関する基本的な考え方を明確にして全社員に周知を図る。

取締役会のほか、代表取締役を長とし取締役・監査役及び部長クラス以上の役職者が出席する「常務会」を定例的に開催し、随時課題の報告・検討をすることによりガバナンスの強化を図る。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 取締役会、常務会、その他重要な各会議の議事録を作成して保管する。

② 情報は、ＩＴ化を進め、閲覧が容易な状態で保管する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

情報セキュリティ、品質、環境、災害、輸出管理等にかかるリスクについては、それぞれ責任部署を定め、規定・ガイドラインの作成、研修・教育等を実施する。

⑷　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①　取締役会規則の下、定時取締役会を毎月１回開催し、重要事項の決定及び業務執行状況の監督等を行う。また、理事職制度の制定により、取締役会出席権限（議決権は無し）を付与することで、取締役会の活性化、意思伝達の迅速化を図る。

②　常務会規定の下、取締役及び監査役に加えて、部長クラス以上の役職者が出席する常務会を定例的に開催し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項を多面的に検討し、直接関係者に説明、指示することで、業務執行の迅速化、効率化を図るとともに、役員及び幹部社員における情報の共有化を図る。さらに、その他諸会議を通じて、その他の社員に対する情報の伝達等も行う。

③　組織規定、業務分掌規定、職務権限規定を整備し、責任と権限を明確にする。

④　予算執行状況及び業績動向を把握するため、予算委員会の設置により、進捗状況とその対応について検討する。

⑤　従業員の安全衛生、コンプライアンス意識等の向上を図るため、入社時、管理職登用時を始めとして、随時教育を行う。

⑥　内部情報の開示については、正確かつ適時に対応する体制を整える。

⑦　個人情報の管理については、個人情報管理指針の下に各種ガイドラインを定めて対応する。

⑧　反社会的勢力排除の基本方針を明確にして、社内に周知徹底する。

⑨　内部統制監査規定の下、財務報告の適正性を確保するための必要な内部統制体制を整備する。

⑸ 当社グループ（当社及び連結子会社をいう）における業務の適正を確保するための体制

① 国内外の連結対象子会社については、原則として各社の自主性を尊重しつつ、統括する責任部署を定める。そして、連結対象子会社の規模や業態をふまえて、以下のような対応をする。

ア．国内連結対象子会社においては、当社取締役又は幹部社員を子会社の取締役として派遣することで、当社の方針に沿った業務執行を行うと共に、業務執行の監督をする。また、監査役には当社の取締役又は幹部社員を派遣することで、リスクの回避に努める。

イ．海外連結対象子会社においては、上記アに加えて、経営に関する意思統一のために海外連結対象子会社の責任者を集めて報告・協議を定期的に行う。また、必要に応じて担当者を出向させ、もしくは現地に赴いて情報を入手する。

② 国内外の連結対象子会社は、当社に対して定期的に業績等の報告をするものとし、当社グループ間における協調を促進するために、必要に応じて連絡会議等を開催して意思の疎通を図るものとする。

③ 国内外の連結対象子会社におけるリスクについては、当社の責任部署を窓口として、規模や業態に応じてリスク情報の共有、各種規定等の周知・作成、研修・教育等を実施することで対応する。

④ 連結利益計画は、当社と連結対象子会社との間で情報の共有を図りつつ、これを策定する。

⑤ 当社グループにおけるコンプライアンスの向上に向けて、ＣＳＲ基本方針、企業行動規範について、連結対象子会社への周知を図る。

⑹　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が監査を補助すべき人員を求めた場合、当社従業員の中から人数、具備すべき能力等について監査役会の要望を尊重して任命する。

⑺　前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当該従業員は、監査役会専任として監査役会の定めた基準に従って行動し、もっぱら監査役の指揮命令に従わなければならない。また、業務の執行に係る役職、他部署の使用人を兼務しない。

⑻　当社グループの取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び従業員（連結対象子会社の取締役、監査役及び使用人等を含む）は当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められた時は、すみやかに適切な報告を行う。

また、法令もしくは定款に違反する行為等、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、これを発見次第、直ちに監査役または監査役会に対して報告を行うものとする。

⑼　前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役へ報告を行った当社グループの取締役及び従業員に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いはしない。

⑽　監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑾　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役が会計監査人、内部統制監査部門、内部監査部門、子会社取締役及び監査役、監査補助員等からの適切な報告体制と連携、情報共有を踏まえ、業務監査・会計監査等のために実効的な監査活動を行うことを保証する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

取締役の職務の執行に関して

当社は、取締役会の実効性の維持・向上に資することを目的にして、取締役及び監査役の自己評価による取締役会の評価アンケートを継続的に実施しており、この結果をふまえて取締役会の運営方法などを適宜変更しております。また、コーポレートガバナンスに関する基本方針を定め、その中で経営理念を明確にし、従業員だけでなく多くのステークホルダーが知りうるよう当社ウェブサイト上にて開示しております。取締役及び監査役に対しては、コーポレートガバナンス活動の一環として、役員研修を適宜実施しているほか、今期中におきまして、新任取締役に対して社外セミナーの受講機会を提供いたしました。さらに、現状のビジネス展開やトピックス、中長期的な方向性に関して取締役相互に意見交換する機会を設けました。

また、企業倫理及びコンプライアンスに関する基本的な考え方及びＣＳＲ基本方針、企業行動規範について、社内ホームページ及び各種教育を通じて周知をしております。当社は2017年８月に国連グローバル・コンパクトに署名し、国連グローバル・コンパクトが掲げる10の原則を支持することを表明しており、継続して健康経営優良法人2020（大規模法人部門）《ホワイト500》の認定も受けております。全ての社員が仕事と家庭を両立しながら活き活きと長く働き続けることができるような施策を今後も進めてまいります。

一方、常務会規定の下、取締役及び監査役に加えて部長クラス以上の役職者が出席する「常務会」を毎週１回開催し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項を多面的に検討し、かつ随時課題の報告・検討をしております。なお、常務会議事録は全て作成・保管しております。

損失の危険の管理に関して

地震等の災害に備えた事業継続計画を策定し訓練などを通じた見直しを継続的に行っております。また、海外出張時における渡航前教育を開催するなど、リスク管理体制の強化を行っております。その他、情報セキュリティ、品質、環境、災害、輸出管理等に係るリスクについては、各責任部署において教育等を実施しております。

使用人の職務の執行に関して

「常務会」を毎週１回開催し、幹部社員に対して、当社グループの経営方針、企業風土との整合性を含めた様々な議論を通じた情報の伝達等を行っております。また、定期的に全管理職による会議を開催し、経営サイドからの報告を行うとともに、経営者自らの言葉で情報発信をして情報共有に努めております。

また、研究活動の不正行為及び公的研究費の不正使用防止のため、規定の整備及び教育を進めております。

当社グループにおける業務の適正確保に関して

連結子会社を含めた業務の適正を確保するため、連結子会社を含めた職務権限を明確にし、当社グループ全体のリスク管理体制の構築及び法令順守の徹底を図っております。さらに、連結子会社に役職員を派遣又は出向等させることに加え、国内連結対象子会社においては必要に応じて月次で情報交換を行い、海外連結対象子会社においては責任者を一堂に会したミーティングを実施しております。

また、2018年施行のEU一般データ保護規則（GDPR）につきましては、当社及び連結子会社において適切な管理体制を構築しております。

監査・監督が実効的に行われることを確保するための体制に関して

監査役による監査の実効性を高めるため、必要に応じて取締役会提出資料の内容について事前に監査役と協議をしております。また、社外取締役及び社外監査役による監査・監督の実効性を高めるため、定時取締役会の決議事項に係る資料を事前送付し、必要な情報提供と説明の機会を設けております。さらに、代表取締役社長直属の内部監査室が内部監査を実施しており、内部監査の結果は、代表取締役社長に適時に報告され、また常務会において報告が行われております。

（注）本事業報告の金額の記載につきましては、表示単位未満を切捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表（2020年９月30日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**163,293**	**流動負債**	**41,402**
現金及び預金	73,763	支払手形及び買掛金	5,802
受取手形及び売掛金	32,220	電子記録債務	6,030
有価証券	6,634	短期借入金	1,511
商品及び製品	11,541	１年内返済予定の長期借入金	69
仕掛品	21,609	未払法人税等	2,664
原材料及び貯蔵品	10,362	賞与引当金	4,500
その他	7,316	その他	20,823
貸倒引当金	△155	**固定負債**	**16,697**
固定資産	**108,321**	長期借入金	6,280
有形固定資産	**86,341**	繰延税金負債	576
建物及び構築物	47,092	厚生年金基金解散損失引当金	503
機械装置及び運搬具	12,525	退職給付に係る負債	8,080
工具、器具及び備品	5,028	その他	1,257
土地	16,933	**負債合計**	**58,100**
リース資産	469	（純資産の部）	
使用権資産	616	**株主資本**	**215,234**
建設仮勘定	3,674	資本金	34,964
無形固定資産	**5,035**	資本剰余金	34,708
顧客関連資産	1,911	利益剰余金	166,357
その他	3,124	自己株式	△20,795
投資その他の資産	**16,945**	**その他の包括利益累計額**	**△2,553**
投資有価証券	3,081	その他有価証券評価差額金	742
投資不動産	301	為替換算調整勘定	△2,152
繰延税金資産	11,226	退職給付に係る調整累計額	△1,144
その他	2,354	**非支配株主持分**	**834**
貸倒引当金	△19	**純資産合計**	**213,515**
資産合計	**271,615**	**負債純資産合計**	**271,615**

連結損益計算書（2019年10月1日から2020年9月30日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**140,251**
売上原価		**71,774**
売上総利益		**68,477**
販売費及び一般管理費		**46,724**
営業利益		**21,752**
営業外収益		
受取利息	208	
受取配当金	56	
固定資産賃貸料	79	
投資不動産賃貸料	81	
為替差益	94	
持分法による投資利益	17	
その他	628	**1,164**
営業外費用		
支払利息	55	
不動産賃貸費用	123	
その他	45	**224**
経常利益		**22,692**
特別利益		
固定資産売却益	58	
補助金収入	222	
投資有価証券売却益	3	**284**
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	28	
固定資産圧縮損	191	
減損損失	431	
投資有価証券評価損	66	**718**
税金等調整前当期純利益		**22,259**
法人税、住民税及び事業税	5,808	
法人税等調整額	△133	**5,674**
当期純利益		**16,584**
非支配株主に帰属する当期純利益		**60**
親会社株主に帰属する当期純利益		**16,523**

計算書類

貸借対照表（2020年９月30日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**123,575**	**流動負債**	**32,973**
現金及び預金	45,618	電子記録債務	6,030
受取手形	5,079	買掛金	5,527
売掛金	25,912	リース債務	172
有価証券	6,000	未払金	5,248
商品及び製品	4,268	未払費用	1,077
仕掛品	21,131	未払法人税等	2,068
原材料及び貯蔵品	9,350	前受金	73
未収入金	5,808	預り金	285
その他	442	賞与引当金	3,893
貸倒引当金	△36	設備関係電子記録債務	6,238
固定資産	**100,109**	従業員預り金	2,326
有形固定資産	**77,049**	その他	32
建物	40,187	**固定負債**	**13,756**
構築物	2,099	長期借入金	6,000
機械及び装置	11,760	リース債務	304
車両運搬具	20	厚生年金基金解散損失引当金	503
工具、器具及び備品	3,729	退職給付引当金	5,932
土地	15,252	関係会社事業損失引当金	550
リース資産	429	資産除去債務	254
建設仮勘定	3,569	その他	212
無形固定資産	**795**	**負債合計**	**46,730**
特許権	94	（純資産の部）	
ソフトウエア	673	**株主資本**	**176,211**
その他	27	**資本金**	**34,964**
投資その他の資産	**22,263**	**資本剰余金**	**34,672**
投資有価証券	1,888	資本準備金	34,672
関係会社株式	8,848	**利益剰余金**	**127,366**
出資金	0	利益準備金	695
関係会社出資金	1,657	その他利益剰余金	126,671
繰延税金資産	9,120	特別償却準備金	1
投資不動産	282	配当準備積立金	6,500
その他	484	別途積立金	102,600
貸倒引当金	△19	繰越利益剰余金	17,570
		自己株式	**△20,791**
		評価・換算差額等	**742**
		その他有価証券評価差額金	**742**
		純資産合計	**176,954**
資産合計	**223,685**	**負債純資産合計**	**223,685**

損益計算書 (2019年10月1日から2020年9月30日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		**115,586**
売上原価		**70,060**
売上総利益		**45,525**
販売費及び一般管理費		**31,585**
営業利益		**13,940**
営業外収益		
受取利息	3	
受取配当金	3,459	
投資不動産賃貸料	59	
雑収入	496	**4,018**
営業外費用		
支払利息	35	
不動産賃貸費用	117	
為替差損	37	
雑損失	7	**197**
経常利益		**17,761**
特別利益		
固定資産売却益	46	
補助金収入	222	
投資有価証券売却益	3	**271**
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	26	
固定資産圧縮損	191	
投資有価証券評価損	5	
関係会社事業損失引当金繰入額	550	**773**
税引前当期純利益		**17,260**
法人税、住民税及び事業税	3,743	
法人税等調整額	△2	**3,740**
当期純利益		**13,519**

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年11月５日

浜松ホトニクス株式会社
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

浜松事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　相澤範忠　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　伊藤智章　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、浜松ホトニクス株式会社の2019年10月１日から2020年９月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、浜松ホトニクス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年11月５日

浜松ホトニクス株式会社
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

浜松事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　相澤範忠　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　伊藤智章　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、浜松ホトニクス株式会社の2019年10月１日から2020年９月30日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年10月1日から2020年9月30日までの第73期事業年度の取締役の職務の執行に関し、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し以下の通り報告致します。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
   ⑴ 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
   ⑵ 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めると共に、以下の方法で監査を実施しました。
      ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、工場及び事業所において業務及び財産の状況を調査致しました。また子会社については、子会社の取締役及び監査役等との意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
      ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明致しました。
      ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証すると共に、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

   以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討致しました。

2. 監査の結果
   ⑴ 事業報告等の監査結果
      ① 事業報告及びその附属明細書は法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
      ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為、又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
      ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容及びその運用状況は相当であると認めます。また当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
   ⑵ 計算書類及びその附属明細書の監査結果
      会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
   ⑶ 連結計算書類の監査結果
      会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年11月６日

浜松ホトニクス株式会社　監査役会

常勤監査役　水　島　　廣　㊞
常勤監査役　宇津山　　晃　㊞
社外監査役　槇　　祐　治　㊞
社外監査役　佐　野　三　郎　㊞

以　上

MEMO

MEMO

MEMO

株主総会会場ご案内図

会場　静岡県浜松市中区板屋町111番地の１
アクトシティ浜松　中ホール

交通　ＪＲ浜松駅北口より徒歩５分（ＪＲ浜松駅前・バスターミナル地下広場からのアクトシティ地下通路Ｂが便利です。）

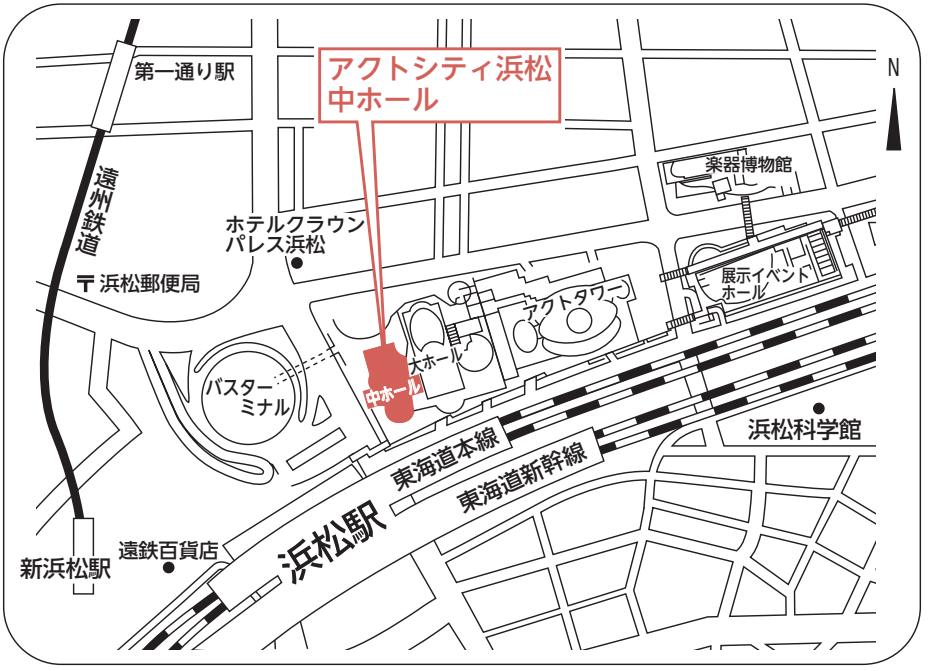

○浜松駅北口からアクトシティ浜松中ホール入り口までのご案内

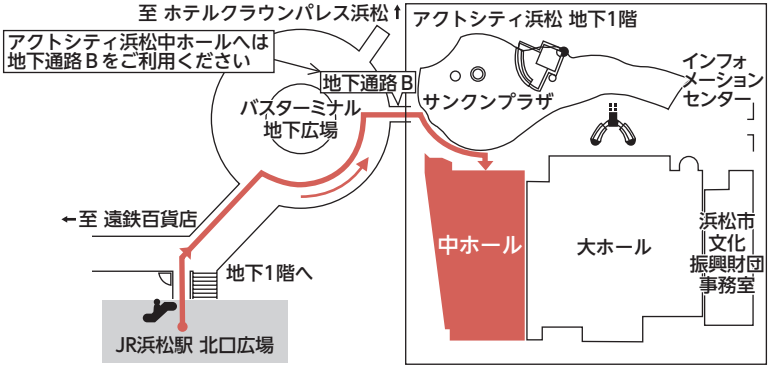

お土産の配布、飲料のご提供及び当社製品の展示は中止させていただきます。

UD FONT

VEGETABLE OIL INK

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C013080